

少額短期保険と 生命保険料控除

週刊税務通信2021年10月18日
号No.3675「ショウウ・イン
ドウ」より

少額短期保険

少額な保険料で、多様なニーズに対応する**少額短期保険**（いわゆる「**ミニ保険**」）。

コロナ禍では、**結婚式や旅行のキャンセル費用補償**といった保険商品に注目が集まっています。定番の**死亡保障の生命保険**も、手ごろな保険料が魅力だが、**税務上の生命保険料控除の対象と名ならないので注意**が必要です。

ミニ保険は、一般の生命保険などよりも保険料が少額で、保険期間が1年以内（損害保険は2年以内）であることが特徴です。全国の財務局に登録された少額短期保険業者が販売でき、**スマホ保険**や**ペット保険**、**感染症に罹患（りかん）した場合に、一時金が支払われる保険商品**も登場しました。

少額短期保険と生命保険料控除

所得税法上、生命保険会社との生命保険契約に係る保険料は、生命保険料控除の対象とないですが、ここでいう「生命保険会社」とは、保険業法2条3項に規定されるもの（所法76⑤一）を言い、「ミニ保険」を販売する「少額短期保険業者」は含まれません。

たとえ、死亡保障に係る生命保険契約であっても、**「ミニ保険」に係る保険料は、生命保険料控除の対象となりません**ので、年末調整や確定申告の際に必要な**生命保険料控除証明書も発行されません**。

なお、「ミニ保険」により**受け取った保険金は、一般の保険契約等による保険金の取り扱いと同様に、心身に加えられた損害や突発的な事故により資産に加えられた損害に起因して取得するものなどは非課税**となります（所法9①十八）

例えば、**結婚式や旅行のキャンセル費用を補償する保険金は、資産の損害に基づくものとして非課税**となります。また、感染症保険による一時金等は、心身の損害に基づくものとして、非課税になります。

【今月の経営格言】 社長たるもの、お客様の要求を満たすために、自ら先頭に立って、社内に混乱を巻き起こせ。
by 一倉定（経営コンサルタント）

お客様の要求というものは、相手の都合に合わせるものではなくて、自分の都合に合わせてなされるのである。沢山のお客様の、それぞれ勝手な要求が会社に殺到する。会社の都合と合うはずがない。お客様の要求と食い違う我が社の都合を、お客様の都合に合わせなければならないのだ。当然のこととして、そこには混乱が発生する。

わが社の都合を第一にして、お客様に不便をおかけして低業績を我慢するか、お客様の要求を第一に考えて内部は混乱しても優れた業績を上げるか。これを決めるのは社長である。社長の決定によって繁栄する会社とボロ会社とに分かれるのである。

好業績経営を実現する根本原理はただ一つしかない。それは、「わが社の事情は一切無視し、お客様の要求を満たす」ことである。 「一倉定の経営心得」より